別記様式第１号（第４の１関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　 　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付申請書

　　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第４の１の規定に基づき、補助金　　　　　　　円の交付を申請します。

記

１　事業の目的及び内容

２　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 予　算　額（円） | 備　　　考 |
| 事業実施主体負担費 |  |  |
| その他（　　　　　　　　　） |  |  |
| 都　　補　　助　　金 |  | （都補助金は千円未満切捨） |
| 収　　入　　計　 |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分（取組内訳） | 予　算　額（円） | 備　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支　　出　　計　 |  |  |

※（１）収入計と（２）支出計の額を一致させること。

３　事業完了予定年月日

 　　　　年　　月　　日

４　添付資料

（１）東京都以外からの補助の内容が分かる資料

（２）補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合）

（３）その他

別記様式第１号の２（第４の２関係）

**誓　約　書**

東 京 都 知 事　　殿

農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第４の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第１７の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第１８の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＊　法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

＊　この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

　・　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　・　暴力団員を雇用している者

　・　暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　・　暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　・　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記様式第２号（第５の２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　号

所在地

氏名又は法人名

　　農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第４の１の規定に基づき提出のあった補助金交付申請書については、交付要綱第５の１の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、交付要綱第５の２の規定により通知する。

　　　　年　　月　　日

　　　東京都知事　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

記

　第１　交付金額　　　　　金　　　　　　　　円

　第２　補助事業の内容等

補助事業の内容等は、　　年　月　日付　　　　第　　　号による申請書のとおりとする。

　第３　補助率等

　　　補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 補助率 |
| 円 | 円 | 経費の２分の１以内 |

第４　申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に補助事業辞退届（農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱（令和７年４月１日付７産労農振第１４４号。以下「交付要綱」という。）別記様式第３号）を知事に提出しなければならない。

第５　事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第６　申請事項の変更

　１　補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（交付要綱別記様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければなければならない。

（１）事業内容の著しい変更

（２）補助対象経費の３割を超える増減

（３）事業実施主体の変更

（４）その他知事が特に必要と認めたとき。

２　知事は、１の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第７　事業の中止又は廃止

１　補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、１の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第８　事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第６号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第９　実施状況確認

１　知事は、補助事業の実施状況について、補助事業者毎、事業実施期間中に１回以上、現地確認あるいは補助金に係る関係書類の確認を行うものとする。

　　　補助事業者は、この実施状況確認を受けなければならない。

２　知事は、１に定めるもののほか、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第10　遂行命令等

１　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 221条第２項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

２　知事は、補助事業者が１の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第11　実績報告

　　補助事業者は、補助事業が完了したときは、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式第７号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第12　額の確定

１　知事は、第11の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第８号により当該補助事業者に通知する。

２　前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。

第13　是正措置

１　知事は、第12の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置を命ずる。

２　第11の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第14　補助金の支払及び請求

１　知事は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。

２ 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、交付要綱別記様式第９号による補助金請求書（概算払による場合は、交付要綱別記様式第10号）を知事に提出するものとする。

３　知事は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。

４　補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第12の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第11号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第15　決定の取消し

１ 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業者、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。

（４）その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２ 前項の規定は、第12の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第16　補助金の返還

１ 知事は、第５又は第15の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

２ 知事は、第12の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第17　違約加算金及び延滞金

１ 知事が、第15の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第18　違約加算金及び延滞金の計算

１　第17の１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

　　なお、補助金が２回以上に分けて交付されている場合における第17の１の規定の運用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　第17の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第19　他の補助金等の一時停止等

　　 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第20　帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後５年間保管しなければならない。

第21　職員の調査等

知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

第22　その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し間接補助金を交付するときは、知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

別記様式第３号（第６関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番 　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業辞退届

　　　年　　月　　日付　　　　　第　　　号をもって交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により辞退いたします。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　辞退の理由

別記様式第４号（第８の１関係）

番　　　 　号

年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業変更承認申請書

　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業の実施について、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第８の１の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金　　　　円の変更交付を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

（別記様式第１号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

別記様式第５号（第９の１関係）

番　　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業中止（廃止）承認申請書

　　　　年度において農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第９の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　補助事業の当初からの経過及び現状

別記様式第６号（第10関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業事故報告書

　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

１　事故の内容

２　事故発生前における補助事業の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交　　付決定額 | 　 月　　日現在の支　　出　　額 | 残　　　高 | 支出予定額 |
| 補助事業に要する経　　費 | 　　　　補助金額　　　　 | 補助事業に要する経　　費 | 　　　　補助金額　　　　 | 補助事業に要する経　　費 | 　　　　補助金額　　　　 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 事業遂行不能の場合の不用額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

３　今後の対応

別記様式第７号（第13関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業実績報告書

　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第１号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（　）書きにする。）

１　事業の目的及び内容

　　　別紙のとおり

　　　（実施要領第６に基づく完了報告書を添付すること。）

２　収支精算

（１）収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 精　算　額（円） | 備　　　考 |
| 事業実施主体負担費 |  |  |
| その他（　　　　　　　　　） |  |  |
| 都　　補　　助　　金 |  | （都補助金は千円未満切捨） |
| 収　　入　　計　 |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分（取組内訳） | 精　算　額（円） | 備　　　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 支　　出　　計　 |  |  |

※（１）収入計と（２）支出計の額を一致させること。

３　事業完了年月日

 　　　　年　　月　　日

４　添付資料

（１）東京都以外からの補助の内容が分かる資料

（２）その他

別記様式第８号（第14の１関係）

 　　　　番　　　　　号

所在地

氏名又は法人名

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金の額の確定（及び補助金相当額の返還）について

　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって交付決定した　　　　年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業に対する補助金については、　　年　月　日付　　　　第　　号をもって提出された実績報告書を審査した結果、農園芸作物の生産販売力強化支援事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を　　　　　円に確定する。

　（また、既に交付した補助金　　　　　円との差額　　　　　円の返還を命ずる。

　　なお、返還の期限は、　　年　月　日とする。）

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都知事　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第９号（第16の２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金請求書

　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の額の確定の通知のあった標記補助金について、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第16の２の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　補助金確定額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　請求額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

別記様式第10号（第16の２関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金概算払請求書

　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第16の２の規定に基づき、下記により、概算払による交付を請求します。

記

１　概算払による請求理由

２　交付決定額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　既受領額　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　今回請求額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

５　残額　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円別記様式第11号（第16の４関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 番　　　　 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　東京都知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職名

 氏名　　　　　　　　　　　印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金概算払精算書

　　　　年　月　日付　　　　第　　号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、農園芸作物の生産販売力強化支援事業費補助金交付要綱第16の４の規定に基づき、下記により精算します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　既受領額　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　確定額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

４　請求額（又は返還額）　　　　　　金　　　　　　　　　　　円